

## 建設経済常任委員会委員長報告

去る12月3日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件及び請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和3年12月6日(月)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 湯沢美恵、工藤日出夫、今関公美、諏訪善一良、  
島野和夫、黒澤健一、滝瀬光一
- 4 審査結果

「議案第64号」北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第66号」北本市手数料条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第69号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第6号」市民が納得する「新ごみ処理施設整備」に関する請願については、挙手なしにより不採択とすべきものと決定しました。

### ◎「議案第64号」について

(1) 「第6条の駐車期間について168時間(7日間)を超えない範囲内」とあるが、時間の設定は適切か」と質疑したところ、「他市の事例からも5

日か7日の設定が多いこと、そして、過去1年間の利用を調べた結果、最長で約16時間であったという北本市の利用形態を踏まえると、7日が妥当であると考えています」との答弁がありました。

(2) 「撤去勧告から撤去命令まで条例に記載してあり、撤去命令に応じなかった後の行政代執行の措置について記載されていないが問題ないのか」と質疑したところ、「市長の撤去勧告及び撤去命令により所有者等が応じなかった場合は義務違反にあたり、これを基に行政代執行法に基づき撤去をすることができるため条例に明記せずとも対応できます」との答弁がありました。

(3) 「第13条に関係機関等に対する協力要求とあるが、関係機関等には具体的に何が含まれるのか」と質疑したところ、「地方運輸局事務所、軽自動車検査協会及び警察署になります。所有者が不明又は不審車両だった場合に警察署と連携して対応することになります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第66号」について

(1) 「長期優良住宅の実績は、令和2年度で56件ということだが、1件あたりの事務処理日数と審査時間について」質疑したところ、「事務処理日数については、1週間から10日程度の認定処理期間となっており、審査時間は1件当たり約180分です」との答弁がありました。

(2) 「認定手続きの合理化で、住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施できることになったが、市への申請件数の影響について」質疑したところ、「認定自体は市の業務になり民間機関では認定までは行いませんので、これまでどおり年間平均50件程度の申請を想定しています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第69号」について

(1) 「管理する公園の数と指定管理料の変化について」質疑したところ、「公園の数については、95公園となっており前回よりも4公園増えています。また、指定管理料は5年で、平成29年度から令和3年度までが6億3,657万円、令和4年度から令和8年度までの債務負担行為限度額が7億8,947万円で、約1億5,000万円の増となります」との答弁がありました。

(2) 「指定管理料が約1億5,000万円の増となった要因について」質疑したところ、「人件費及び植栽管理費がそれぞれ年間約1,000万円増えていることが主な要因です。なお、指定管理料については、候補者と協議していきます」との答弁がありました。

本案に対して、反対討論が1件ありました。

#### ◎「議請第6号」について

本請願審査では、紹介議員及び参考人を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願人の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「埼玉中部環境センターは老朽化でこの先何十年も延命することは難しく、一刻も早く事業を進めないと北本市のごみ処理が路頭に迷う可能性も出てくると思うが、請願事項1に「建設場所検討のやり直し」と掲げた理由について」質疑したところ、「早く解決するためには早く比較調査することが大切で、その結果ベターであれば早急に計画を進め、不安材料を無くすことが第一と考えます。事務局が立ち上がったらすぐに北本市の意思として進めていただきたいという意図があります」との答弁がありました。

(2) 「請願事項2に「北本市の意思をしっかりと伝え、議論できる職位の人材を派遣すること。」とあり、議論するのは正副管理者であり、議会であり、北本市の意思を議論するのではなく2市1町のより良い方向性を出すた

めの議論であるのではないかと考えるがその点についてはいかがか」と質疑したところ、「実務的な議論というのは、派遣された職員が検討、調査、議論することだと考えています。その場面において北本市として譲れるところ、譲れないところが出てくると思いますので、そういった議論ができる人材ということです」との答弁がありました。

(3) 「請願事項3に「生ごみの処理のバイオ処理を北本市で採用するための調査費として、令和3年度当初予算に計上した「新ごみ処理施設調査費700万円」を有効活用すること。」とあるが、目的外使用にあたるのではないかと質疑したところ、「調査した結果、生ごみをバイオ処理で減量する技術以外の方法が見つければそちらを採用するということも含めています。まずは目に見えているところから調査することが大切なのではないかと考えています」との答弁がありました。

質疑を終了し、討論に入る際、委員より本請願に対する趣旨採択の動議が提出されました。趣旨採択の理由は、「今回提案されている請願事項については、執行部が行う事柄の内容だと受け取れます。議会の意思として行動できるものではありませんが、請願者が新しいごみ処理施設の建設に大変心配されているということが様々な質疑の中で理解できましたので、趣旨採択を提案させていただきたい」という説明がありました。

本請願に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和3年12月21日

建設経済常任委員会  
委員長 滝瀬 光 一

北本市議会議長 工藤 日出夫 様